

## 終戦と公文書 —記録管理上の背景、実態と今日的な意義—

城戸 大誠

昨今、日本国内では公文書管理問題が議論されているが、それに関連した出来事として第二次世界大戦直後の公文書焼却問題が頻繁に取り上げられている。特に、敗戦という非常事態を象徴する公文書の焼却は、理想的な管理とは真逆の実態の事例として、しかも今日の公文書管理を批判する上での悪しき事例として提示されている。しかし、具体的にどのような文書が焼却されたのかについては不明のままであり、実態は不明瞭なままである。

先行研究では、公文書が焼却された事例を原(1998)が取り上げ、物的証拠の提示を行った。近年では加藤(2019)が機密文書規程と焼却指示文書からその実態を探り、長谷川(2020)が陸軍の機密文書が焼却された要因を、焼却命令実行過程とそれが行われた状況の分析を行った。このような研究はあるが、文書焼却の背景となった機密文書規程の構造分析と実態を捉える上での終戦時の焼却事例の総括的な検討と文書焼却の今日的な評価はされていない。

本研究は終戦時の公文書焼却を、近代日本の機密文書規程、焼却指示文書などから背景と実態を解明し、公文書焼却の今日的な評価を文献調査から検討する。

その結果、中央省庁では戦時体制下により機密文書の範囲が拡大し、軍機保護法や国家総動員法等の法律を背景とした単独の機密文書規程が、戦時下に対応するにつれて総合的な機密文書規程になった。機密文書規程の中で防諜に関する記載があり、文書焼却が行われたことが推測できる。さらに陸海軍の機密文書規程では緊急時の処分が記載され、直接的な影響が推定できる。これらの規程を背景に終戦時の公文書焼却が行われた。

終戦時の文書焼却は8月14日の2回目の御前会議で決定され、それが全国の地方、植民地に伝わり焼却が行われた。しかし、それ以前からも省庁での文書処理方針が決定されていたため、機密文書規程や処理方針に基づいた焼却段階と、それ以降の超法規的な措置が見られた。残存する焼却指示文書に機密文書の焼却が記載され、戦争遂行に関わる文書や戦争犯罪に関わる文書の焼却が以前から指摘されていたが、機密文書に内包されているこれらの文書が焼却されていたと言える。

このように防諜精神が終戦時の混乱と結びつき、文書の大量廃棄が起きたと言える。その中で文書焼却の今日的な評価は政治的な使われ方であり、文書焼却は規程によって定められた部分があり、記録管理の面から焼却があったことは言及されていない。文書焼却には記録作成組織の諸活動やその組織に関するもの証拠価値の喪失と、作成組織が一定の問題や出来事に関連した情報価値の喪失があると言える。文書は情報的価値とともに証拠的価値があるとされているが、情報喪失という現象はよく注目されているものの、証拠的な情報の喪失のことが普段忘却されている。そのため、公文書管理の問題点を引き合いとして使用される事例や戦争責任回避が論じられ、証拠的な価値の喪失が見られていない。

(指導教員 パールイシェフ・エドワルド)